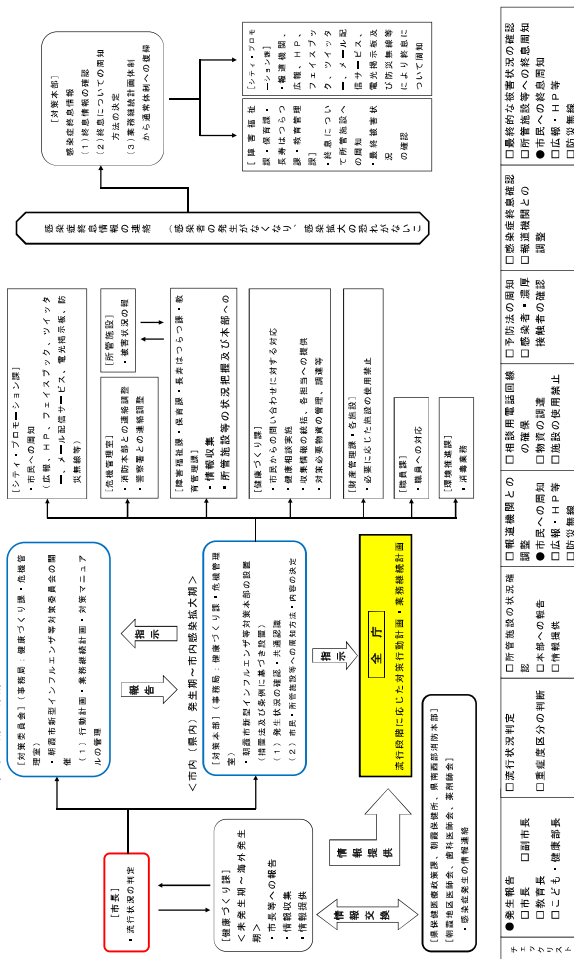




国内で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

これまでも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は多く見られている。人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はないが、特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、準備しておく。

1 实施体制

国内で鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合には、速やかに情報の集約・共有・分析を行い、必要に応じて庁内会議を開催し、対応方針について協議し、決定する。

2 情報収集

- (1) 鳥インフルエンザに関する国内外の情報を収集する。
- (2) 家さん等における高病原性鳥インフルエンザの発生や鳥インフルエンザウイルスの人への感染、それらへの対応等の状況及び海外における状況について、国・県等から情報を収集する。

3 情報提供・共有

- (1) 鳥インフルエンザに関する国内外の発生状況について、市民に情報提供を行う。
- (2) 市内で鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合、県と連携し、発生状況及び対策について、市民に積極的な情報提供を行う。
 - ・ 国又は県から海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど、WHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染を認めたことの情報提供があった場合には、海外における発生状況、関係省庁における対応状況等について、市民に積極的な情報提供を行う。

4 予防・まん延防止

- (1) 国が、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められる場合、発生国における発生状況の情報提供、検査所における発生国への渡航者や発生国からの帰国者への注意喚起を受け、市民情報提供及び注意喚起を行う。
- (2) 県が実施する疫学調査、感染防止策及びごみさん等への防疫対策に対し、

参 考 資 料

- ・ 県が実施する疫学調査や接触者への対応（抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、自宅待機の依頼、有症時の対応指導等）、死亡例が出た場合の対応（埋火葬、感染防止の徹底等）等について必要に応じて協力する。

5 医療

医療機関に対し県が実施する以下の措置に対し、必要に応じて協力する。

- ・感染が疑われる患者に対する適切な治療、入院その他の必要な措置
- ・患者の検体検査
- ・新たな亜型の鳥インフルエンザ感染が疑われる者（有症状者）の情報について、県に情報提供するよう医療機関等に周知すること
- ・発生している鳥インフルエンザに対する必要な感染対策等について、医療機関等に周知すること

【新型インフルエンザ等の基礎知識】

1 新型インフルエンザ等の概要

□ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素(HA)とノイラミニダーゼ(NA)という2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される(いわゆるA/H1N1、A/H3N2というのは、これらの亜型を指している。)

・ 新型インフルエンザ

新型インフルエンザとは、感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。新型インフルエンザウイルスとは、特に鳥類にのみ感染していた鳥インフルエンザウイルスが、当初は偶発的に人に感染していたものが、遺伝子の変異によって、人の体内で増えることができるように変化し、さらに人から人へと効率よく感染するようになったものである。このウイルスが人に感染して起こる疾患が新型インフルエンザである。

・ 新型インフルエンザ(A/H1N1)／インフルエンザ(H1N1) 2009

2009年(平成21年)4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ(A/H1N1)」との名称が用いられたが、2011年(平成23年)3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ(H1N1) 2009」としている。

□ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、家族内での感染が過去数例報告されている。

3 新型インフルエンザ等の感染経路

□ 新型インフルエンザの感染経路

季節性インフルエンザの場合、主な感染経路は、飛沫感染と接触感染であると考えられている。新型インフルエンザについては、必ずしも、感染経路を特定することはできないが、飛沫感染と接触感染が主な感染経路と推測されている。基本的にはこの二つの感染経路についての対策を講ずることが必要であると考えられる。

また、ウイルスは細菌とは異なり、口腔内の粘膜や結膜などを通じて生体内に入ることによって、生物の細胞の中でのみ増殖することができる。環境中(机、ドアノブ、スイッチなど)では状況によって異なるが、数分間から長くても数十時間内に感染力を失うと考えられている。

□ 飛沫感染と接触感染について

ア 飛沫感染

飛沫感染とは感染した人が咳やくしゃみをすることで排泄するウイルスを含む飛沫(5ミクロン以上の水滴)が飛散し、これを健康な人が鼻や口から吸い込み、ウイルスを含んだ飛沫が粘膜に接触することによって感染する経路を指す。

なお、咳やくしゃみ等の飛沫は、空気中で1～2メートル以内しか到達しない。

イ 接触感染

接触感染とは、皮膚と粘膜・創の直接的な接触、あるいは中間物を介する間接的な接触による感染経路を指す。

例えば、患者の咳、くしゃみ、鼻水などが付着した手で、机、ドアノブ、スイッチなどを触れた後に、その部位を別の人が触れ、かつその手で自分の眼や口や鼻を触ることによって、ウイルスが媒介される。

□ 新感染症の感染経路

新感染症の感染経路は、病原体ごとに異なるが、主に3つの感染経路が考えられ、新型インフルエンザと同様に、飛沫感染と接触感染があるが、他に空気感染も考えられる。

(参考) 空気感染

空気感染とは、飛沫の水分が蒸発して乾燥し、さらに小さな粒子(5ミクロン以下)である飛沫核となって、空気を漂い、離れた場所にいる人がこれを吸い込むことによって感染する経路である。飛沫核は空気中に長時間浮遊するため、対策としては特殊な換気システム(陰圧室など)やフィルターが必要になる。

□ 季節性インフルエンザ

季節性インフルエンザはインフルエンザウイルスに感染して起こる病気、風邪よりも、比較的急速に悪寒、高熱、筋肉痛、全身倦怠感を発症させるのが特徴である。我が国では例年12月～3月が流行シーズンである。

□ 新感染症

新感染症については、感染症法第6条第9項に規定される未知の感染症であり、感染力の強さ、感染経路は病原体ごとに異なると考えられる。新感染症の中で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなものが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある、特措法の対象になる。対策については、新型インフルエンザ対策の枠組みを参考にしながら行うと考えられる。

2 新型インフルエンザと季節性インフルエンザの違い

新型インフルエンザの症状は未確定であるが、大部分の人が免疫を持っていないため、季節性インフルエンザと比べると爆発的に感染が拡大し、非常に多くの人がり患することが想定されている。それと同時に肺炎などの合併症を起こし、死亡する可能性も季節性インフルエンザよりも高くなる可能性がある。新型インフルエンザと季節性インフルエンザとの違いについて、現段階で想定される違いを表1に示す。

表1 新型インフルエンザと季節性インフルエンザとの違い

項 目	新型インフルエンザ	季節性インフルエンザ
発病	急激	急激
症状(典型例)	未確定(発生後に確定)	38℃以上の発熱 咳、くしゃみ等の呼吸器症状 頭痛、関節痛、全身倦怠感等
潜伏期間	未確定(発生後に確定)	2～5日
人への感染性	強い	あり(風邪より強い)
発生状況	大流行性／パンデミック	流行性
致死率※	未確定(発生後に確定)	0.1%以下

※致死率＝一定期間における当該疾病による死者数／一定期間における当該疾病の患者数×100

4 新型インフルエンザ等予防の基本

□ 一般的な予防策

新型インフルエンザの感染防止策は、一般の人々が普段の生活の中で実施できるものも多い。有効と考えられる感染防止策としては、以下が挙げられる。

対 策	概 要
咳エチケット	風邪などで咳やくしゃみができる時に、他人にうつさないためのエチケット。感染者がウイルスを含んだ飛沫を排出して周囲の人に感染させないように、咳エチケットを徹底することが重要である。 (方法) ・咳やくしゃみの際は、ティッシュなどで口と鼻を拭き、他の人から顔をそむけ、できる限り1～2メートル以上離れる。ティッシュなどが無い場合は、口を前腕部(袖口)で押さえて、極力飛沫が拡散しないようにする。前腕部で押さえるのは、他の場所に触れることが少ないため、接触感染の機会を低減することができる。呼吸器系分泌物(鼻汁・痰など)を含んだティッシュは、すぐにゴミ箱に捨てる。 ・咳やくしゃみをする際を押さえた手や腕は、その後手洗い・消毒が必要であるが、接触感染の原因にならないよう、手を洗う前に不必要に周囲に触れないよう注意する。手を洗う場所がないことに備えて、携行できる速乾性擦式消毒用アルコール製剤を用意しておくことが推奨される。 ・咳をしている人にマスクの着用を積極的に促す。マスクを適切に着用することによって、飛沫の拡散を防ぐことができる。
マスク着用	患者はマスクを着用することで他者への感染を減らすことができる。他者からの感染を防ぐ目的では、手洗い等との組み合わせにより一定の予防効果があったとする報告もあるが、インフルエンザの予防効果に関する報告が分かれており、科学的根拠は未だ確立されていない。 (方法) ・マスクは表面に病原体が付着する可能性があるため、原則、使い捨てとし(1日1枚程度)、捨てる場所や捨て方にも注意して、他の人が触れないようにする。 ・新型インフルエンザ発生時に使用する家庭用マスクとしては、不織布製マスクの使用が推奨される。 ・不織布製マスクには、製品の呼称として家庭用と医療用(サージカルマスク)に分類されるが、新型インフルエンザ流行時の日常生活における使用においては、家庭用と医療用はほぼ同様の効果があると考えられる。 ・N95マスク(防じんマスクDS2)のような密閉性の高いマスクは、日常生活での着用は想定されないが、新型インフルエンザの患者に接する可能性の高い医療従事者等に対して勧められている。これらのマスクは、正しく着用できない場合は効果が十分に発揮されないため、あらかじめ着用の教育・訓練が必要となる。
手洗い	外出からの帰宅後、不特定多数の者が集まるような場所を離れた後、帰宅に手洗いを実施することで、本人及び周囲への接触感染の予防につながる。流水と石鹸による手洗いは、付着したウイルスを除去し、感染リスクを下げる。また、60～80%の濃度のアルコール製剤に触れることによって、ウイルスは死滅する。 (方法) ・感染者が触れる可能性の高い場所の清掃・消毒や患者がいた場所等の清掃・消毒をした際、手袋を外した後に手洗いは手指衛生を実施する。 ・手洗いは、流水と石鹸を用いて15秒以上行うことが望ましい。洗った後は水分を十分に拭き取ることが重要である。速乾性擦式消毒用アルコール製剤

	(アルコールが60～80％程度含まれている消毒薬)は、アルコールが完全に揮発するまで両手を擦り合わせる。
うがい	うがいについては、風邪等の上気道感染症の予防への効果があるとする報告もあるが、インフルエンザの予防効果に関する科学的根拠は未だ確立されていない。
対人距離の保持	感染者から適切な距離を保つことによって、感染リスクを大幅に低下させることができる。逆に、人が社会活動を行うことで、感染リスクが高まると言える。(通常、飛沫はある程度の重さがあるため、発した人から1～2メートル以内に落下する。つまり、2メートル以上離れている場合は感染するリスクは低下する。) 患者の入室制限やマスク着用、障壁の設置等も対人距離の保持と同様に感染リスクを低下させるためのものであり、状況に応じて対策を講じることが必要である。 (方法) 感染者の2メートル以内に近づかないことが基本となる。
清掃・消毒	感染者が咳やくしゃみを手で押さえた後や鼻水を手でぬぐった後に、机、ドアノブ、スイッチなどを触れると、その場所にウイルスが付着する。ウイルスの種類や状態にもよるが、飛沫に含まれるウイルスは、その場所である程度感染力を保ち続けると考えられるが、清掃・消毒を行うことにより、ウイルスを含む飛沫を除去することができる。 (方法) ・通常の清掃に加えて、水と洗剤を用いて、特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等人がよく触れるところを拭き取り清掃する。頻度については、どの程度、患者が触れる可能性があるかによって検討するが、最低1日1回は行うことが望ましい。 ・発症者の周辺や触れた場所、壁、床などの消毒剤による拭き取り清掃を行う。その際作業着は、必要に応じて市販の不織布製マスクや手袋を着用して消毒を行う。作業後は、流水・石鹸又は速乾性揮発性アルコール製剤により手を洗う。清掃・消毒時に使用した作業着は洗濯、ブラシ、雑巾は、水で洗い、触れないようにする。 ・消毒剤については、インフルエンザウイルスには次亜塩素酸ナトリウム、イソプロパノールや消毒用エタノールなどが有効である。消毒剤の種類は、不完全な消毒、ウイルスの舞い上がりの可能性、消毒実施者の健康被害につながる危険性もあるため、実施するべきではない。 (次亜塩素酸ナトリウム) 次亜塩素酸ナトリウムは、原液を希釈し、0.02～0.1w/v％(200～1,000ppm)の溶液、例えば、塩素系漂白剤等を用いる。消毒液に浸したタオル、雑巾等による拭き取り消毒を行う、あるいは該当部分を消毒液に直接浸す。 (イソプロパノール又は消毒用エタノール) 70v/v％イソプロパノール又は消毒用エタノールを十分に浸したタオル、ペーパータオル又は脱脂綿等を用いて拭き取り消毒を行う。
その他	人混みや繁華街への外出自粛、空調管理(加温器などの使用)、十分な休養、バランスの良い食事などが考えられる。

【用 語 解 説】

※五十音順

* 1 緊急事態宣言 (P9)

特措法第32条第1項に基づき、政府対策本部長が国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるときに行う。新型インフルエンザ等緊急事態宣言により、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域に公示された場合は、政府の基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する。

* 2 抗インフルエンザウイルス薬 (P5)

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

* 3 個人防護具

エアロゾル、飛沫などの暴露及び偶発的な接種のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途(スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等)に応じた適切なものを選択する必要がある。

* 4 サーベイランス (P12)

見張り、監視制度という意味。疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況(患者及び病原体)の把握及び分析のことを示すこともある。

* 5 新型インフルエンザ (P1)

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。
毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率的に感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行(パンデミック)となるおそれがある。

* 6 新感染症 (P2)

感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

□ 医療関係者等の特殊な業務を行う者の個人防護具について

新型インフルエンザの感染防止策として、医療関係者等が使用する個人防護具は、手術用のラテックス製手袋、ゴーグル等がある。これらはいずれも、直接患者に接触する、又は患者の体液に触れるなど、主に医療現場で使用されるものであり、通常、家庭や一般の職場での使用は考えにくい。

□ 新型インフルエンザワクチン

新型インフルエンザの発症予防や重症化防止に効果が見込めるワクチンとして、プレパンデミックワクチン※1とパンデミックワクチン※2がある。

※1 新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン(現在、我が国ではH5N1亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造)。

※2 新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

* 7 新型インフルエンザ等専用外来 (P17)

政府行動計画では「帰国者・接触者外来」といい、埼玉県での呼称が「新型インフルエンザ等専用外来」。

新型インフルエンザ等の発生源からの帰国者や患者の接触者であって発熱、呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来である。

県及び保健所設置市が、地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。新型インフルエンザ等専用外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関(内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関)で診療する体制に切り替える。

* 8 相談窓口 (P13)

県及び保健所設置市が、地域の実情に応じて対応する窓口。海外発生期から設置し、県民(市町村民)に対して適切な情報提供を行い、疾患に関する相談や生活相談等(特に市町村)広範な内容にも対応する。

* 9 致命率 (P6)

流行期間中に、その疾病(ここでは新型インフルエンザ等)に罹患した者のうち、死亡した者の割合。

* 10 鳥インフルエンザ (P3)

一般に、鳥インフルエンザはA型インフルエンザウイルスを病原体とする鳥の感染症で、このうち、家畜にに対し高い死亡率を示すものを「高病原性鳥インフルエンザ」という。稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策を採らずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。鳥インフルエンザの病原体に人が感染した場合、それがH5N1亜型であれば2類感染症、H7N9亜型であれば指定感染症、それ以外であれば4類感染症として扱われる。

* 11 濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者(感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足る正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

* 12 パンデミック (P1)

感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ感染しやすく、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

＊13 パンデミックワクチン (P14)

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

＊14 病原性 (P2)

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重症度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防御機構の抑制能などを総合した表現。

＊15 プレパンデミックワクチン (P14)

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国ではH5N1亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。パンデミックワクチンが供給されるまでの間、医療従事者等に対して接種される。

＊16 リ患率 ＊政府行動計画では「発病率」(P6)

流行期間中にその疾病に罹患した者の人口当たりの発生割合。発病率と同義。新型インフルエンザの場合は、全ての人が新型インフルエンザのウイルスに曝露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合。

○朝霞市新型インフルエンザ等対策本部条例

平成25年3月29日
条例第35号

- (目的)
- 第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「法」という。)(第37条において準用する法第26条の規定に基づき、朝霞市新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。
- (組織)
- 第2条 新型インフルエンザ等対策本部長(以下「本部長」という。))は、新型インフルエンザ等対策本部の事務を総括する。
- 2 新型インフルエンザ等対策副本部長(以下「副本部長」という。))は、本部長を助け、新型インフルエンザ等対策本部の事務を整理する。
- 3 新型インフルエンザ等対策本部長(以下「本部長」という。))は、本部長の命を受け、新型インフルエンザ等対策本部の事務に従事する。
- 4 新型インフルエンザ等対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は、市議員のうちから、市長が任命する。
- (会議)
- 第3条 本部長は、新型インフルエンザ等対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、新型インフルエンザ等対策本部の会議(以下この条において「会議」という。))を招集する。
- 2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他市職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。
- (部)
- 第4条 本部長は、必要と認めるときは、新型インフルエンザ等対策本部に部を置くことができる。
- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。
- (雑則)
- 第5条 前各条に定めるもののほか、新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。
- 附 則
- この条例は、法の施行の日から施行する。

朝霞市新型インフルエンザ等対策行動計画 策定の経過

年 月 日	検 討 内 容
平成24年5月11日	新型インフルエンザ等対策特別措置法公布
平成25年3月29日	朝霞市新型インフルエンザ等対策本部条例制定
平成25年4月13日	新型インフルエンザ等対策特別措置法施行
平成25年6月7日	新型インフルエンザ等対策政府行動計画作成
平成26年1月	埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画作成
平成26年4月1日	朝霞市新型インフルエンザ等対策本部設置要綱(改正)
平成26年5月1日	朝霞市新型インフルエンザ等対策委員会設置要綱(改正)
平成26年7月17日	平成26年度第1回朝霞市新型インフルエンザ等対策委員会開催
平成26年10月9日	平成26年度第2回朝霞市新型インフルエンザ等対策委員会開催
平成26年10月10日～ 10月24日	庁内パブリックコメント及び保健所、医師会、歯科医師会、薬剤師会、商工会等関係団体に意見聴取
平成26年11月10日	朝霞市新型インフルエンザ等対策行動計画策定
平成29年9月12日	新型インフルエンザ等対策政府行動計画(一部変更)
平成30年4月1日	朝霞市行政組織機構改革 朝霞市新型インフルエンザ等対策本部設置要綱(最終改正) 朝霞市新型インフルエンザ等対策委員会設置要綱(最終改正)
平成30年11月20日	平成30年度第1回朝霞市新型インフルエンザ等対策委員会開催
平成30年12月14日	朝霞市新型インフルエンザ等対策行動計画(改定)

○朝霞市新型インフルエンザ等対策本部設置要綱

- (目的)
- 第1条 この要綱は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)及び朝霞市新型インフルエンザ等対策本部条例(平成25年朝霞市条例第35号)の規定に基づき設置する朝霞市新型インフルエンザ等対策本部(以下「対策本部」という。))に関し必要な事項を定め、新型インフルエンザ等の市内での感染の拡大を可能な限り防止し、市民の健康被害を最小限にとどめることを目的とする。
- (組織)
- 第2条 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
- 2 本部長は、対策本部の事務を総括するほか、本部員を指揮監督する。
- 3 副本部長は、副市長及び教育長とし、本部長を補佐し、本部長が不在のときは、その職務を代理する。
- 4 本部員は、市長公室長、部長、審議監、危機管理監、議会事務局長、監査委員事務局長、会計管理者及び朝霞消防署長とし、対策本部の事務に従事する。
- (会議)
- 第3条 対策本部の会議は、本部長が招集し、会議の議長となる。
- 2 本部員が、会議に出席できないときは、職員を代理で出席させることができる。
- 3 本部長は、必要があるときは、市の関係職員を会議に出席させることができる。
- (所掌事務)
- 第4条 対策本部は、新型インフルエンザ等の対策に関する市の施策に係る重要事項を決定し、必要な対策を推進する。
- (対策委員会)
- 第5条 対策本部の事務を補助し、市の新型インフルエンザ等対策を円滑に推進するため、対策本部の下に朝霞市新型インフルエンザ等対策委員会(以下「対策委員会」という。))を設置する。
- 2 対策委員会の組織、所掌事務その他必要な事項は、別に定める。
- (庶務)
- 第6条 対策本部に関する庶務は、こども・健康部健康づくり課及び危機管理室において処理する。(その他)
- 第7条 この要綱に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。
- 附 則
- この要綱は、平成21年5月22日から施行する。
- 附 則
- この要綱は、平成22年1月1日から施行する。
- 附 則
- この要綱は、平成25年8月1日から施行する。
- 附 則
- この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 附 則
- この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

〇朝霞市新型コロナウイルス等対策委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成24年法律第31号)及び朝霞市新型コロナウイルス等対策本部条例(平成25年朝霞市条例第35号)の規定に基づき設置される朝霞市新型コロナウイルス等対策本部の下に朝霞市新型コロナウイルス等対策委員会(以下「委員会」という。)を設置し、新型コロナウイルス等の市内での感染の拡大を可能な限り防止し、市民生活の安心と安全を図るよう総合的な対策を推進していくことを目的とする。

(組織)

第2条 委員会は、委員長、副委員長及び別表に掲げる委員をもって組織する。ただし、別表に掲げる職位の職員が在籍しない部、局又は室があるときは、それぞれ別表に掲げる職位に最も近い職位の職員を委員とする。

2 委員長は、こども・健康部健康づくり課長をもって充て、会務を総理する。

3 副委員長は、危機管理室長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員及び識見を有する者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

4 委員会は、会議、活動の経過等を必要に応じて市長に報告するものとする。

(所掌事務)

第4条 委員会は、次に掲げる事務を所掌し、市長の指示のもとこれを遂行する。

(1) 新型コロナウイルス等に関する情報の収集及び伝達に関すること。

(2) 新型コロナウイルス等対策の実施に関する行動計画等の策定に関すること。

(3) その他新型コロナウイルス等対策に関する必要な事項

(原務)

第5条 委員会の庶務は、こども・健康部健康づくり課及び危機管理室において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年1月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

抜粋

〇新型コロナウイルス等対策特別措置法

(平成二十四年五月十一日)

(法律第三十一号)

(目的)

第一条 この法律は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型コロナウイルス等が全国的かつ急速にまん延し、かつ、これにかかった場合の病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあることに鑑み、新型コロナウイルス等対策の実施に関する計画、新型コロナウイルス等の発生時における措置、新型コロナウイルス等緊急事態措置その他新型コロナウイルス等に関する事項について特別の措置を定めることにより、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号。以下「感染症法」という。)(その他新型コロナウイルス等の発生の予防及びまん延の防止に関する法律と相まって、新型コロナウイルス等に対する対策の強化を図り、もって新型コロナウイルス等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 新型コロナウイルス等 感染症法第六条第七項に規定する新型コロナウイルス等感染症及び同条第九項に規定する新感染症(全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。)をいう。

二 新型コロナウイルス等対策 第十五条第一項の規定により同項に規定する政府対策本部が設置された時から第二十一条第一項の規定により当該政府対策本部が廃止されるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関がこの法律及び感染症法その他の法律の規定により実施する措置をいう。

三 新型コロナウイルス等緊急事態措置 第三十二条第一項の規定により同項に規定する新型コロナウイルス等緊急事態宣言がされた時から同条第五項の規定により同項に規定する新型コロナウイルス等緊急事態解除宣言がされるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関がこの法律の規定により実施する措置をいう。

四 指定行政機関 次に掲げる機関で政令で定めるものをいう。

イ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成十一年法律第(八十九号)第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第三条第二項に規定する機関

ロ 内閣府設置法第三十七条及び第五十四条並びに宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第百六条第一項並びに国家行政組織法第八条に規定する機関

ハ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法第百六条第二項並びに国家行政組織法第八条の二に規定する機関

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

朝霞市新型コロナウイルス等対策委員会委員	
職務	職名
委員長	こども・健康部 健康づくり課長
副委員長	危機管理室長
委員	市長公室 課長級職員
	総務部 課長級職員
	市民環境部 課長級職員
	福祉部 課長級職員
	都市建設部 課長級職員
	上下水道部 課長級職員
	議会事務局 課長級職員
	学校教育部 課長級職員
	生涯学習部 課長級職員
	検査室 課長級職員
	出納室 課長級職員
	選挙管理委員会事務局 課長級職員
	監査委員事務局 課長級職員

二 内閣府設置法第四十条及び第五十六条並びに国家行政組織法第八条の三に規定する機関
五 指定地方行政機関 指定行政機関の地方支分部局(内閣府設置法第四十三条及び第五十七条(宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。))並びに宮内庁法第十七条第一項並びに国家行政組織法第九条の地方支分部局をいう。)(その他の国の地方行政機関で政令で定めるものをいう。)

六 指定公共機関 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び医療、医薬品(薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第一項に規定する医薬品をいう。以下同じ。))又は医療機器(同条第四項に規定する医療機器をいう。以下同じ。))の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものをいう。

七 指定地方公共機関 都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社(地方道路公社法(昭和四十五年法律第(八十二号)第一条の地方道路公社をいう。))その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。))のうち、前号の政令で定めるもの以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。

(国、地方公共団体等の責務)

第三条 国は、新型コロナウイルス等から国民の生命及び健康を保護し、並びに新型コロナウイルス等が国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型コロナウイルス等が発生したときは、自ら新型コロナウイルス等対策を的確かつ迅速に実施し、並びに地方公共団体及び指定公共機関が実施する新型コロナウイルス等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

2 国は、新型コロナウイルス等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査及び研究を推進するよう努めるものとする。

3 国は、世界保健機関その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保するとともに、新型コロナウイルス等に関する調査及び研究に係る国際協力を推進するよう努めるものとする。

4 地方公共団体は、新型コロナウイルス等が発生したときは、第十八条第一項に規定する基本的対処方針に基づき、自らその区域に係る新型コロナウイルス等対策を的確かつ迅速に実施し、及び当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する新型コロナウイルス等対策を総合的に推進する責務を有する。

5 指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型コロナウイルス等が発生したときは、この法律で定めるところにより、その業務について、新型コロナウイルス等対策を実施する責務を有する。

6 国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型コロナウイルス等対策を実施するに当たっては、相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。

(事業者及び国民の責務)

第四条 事業者及び国民は、新型コロナウイルス等の予防に努めるとともに、新型コロナウイルス

- ザ等対策に協力するよう努めなければならない。
- 2 事業者は、新型インフルエンザ等のまん延により生ずる影響を考慮し、その事業の実施に関し、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 第二十八条第一項第一号に規定する登録事業者は、新型インフルエンザ等が発生したときにおいても、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施するよう努めなければならない。
- (基本的人権の尊重)
- 第五条 国民の自由と権利が尊重されるべきことに鑑み、新型インフルエンザ等対策を実施する場合において、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のもでなければならない。
- 第二章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画等
- (政府行動計画の作成及び公表等)
- 第六条 政府は、新型インフルエンザ等の発生に備えて、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画(以下「政府行動計画」という。)を定めるものとする。
- 2 政府行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針
- 二 国が実施する次に掲げる措置に関する事項
- イ 新型インフルエンザ等及び感染症法第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症に発症するおそれが高い動物のインフルエンザの外国及び国内における発生の状況、動向及び原因の情報収集
- ロ 新型インフルエンザ等に関する情報の地方公共団体、指定公共機関、事業者及び国民への適切な方法による提供
- ハ 新型インフルエンザ等が国内において初めて発生した場合における第十六条第八項に規定する政府現地対策本部による新型インフルエンザ等対策の総合的な推進
- 二 検疫、第二十八条第三項に規定する特定接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置
- ホ 医療の提供体制の確保のための総合調整
- ヘ 生活関連物資の価格の安定のための措置その他の国民生活及び国民経済の安定に関する措置
- 三 第二十八条第一項第一号の規定による厚生労働大臣の登録の基準に関する事項
- 四 都道府県及び指定公共機関がそれぞれ次条第一項に規定する都道府県行動計画及び第九条第一項に規定する業務計画を作成する際の基準となるべき事項
- 五 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
- 六 新型インフルエンザ等対策の実施に当たっての地方公共団体相互の広域的な連携協力その他の関係機関相互の連携協力の確保に関する事項
- 七 前各号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な事項
- 3 政府行動計画は、新型インフルエンザ等が発生する前の段階、新型インフルエンザ等が外国において発生した段階及び新型インフルエンザ等が国内において発生した段階に区分して定めるものとする。
- 4 内閣総理大臣は、政府行動計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

6 2

- 関の長(当該指定行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該指定行政機関、以下同じ。)、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求めることができる。
- 8 前条第五項の規定は、都道府県行動計画の作成について準用する。
- 9 第三項から前項までの規定は、都道府県行動計画の変更について準用する。
- (市町村行動計画)
- 第八条 市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を作成するものとする。
- 2 市町村行動計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項
- 二 市町村が実施する次に掲げる措置に関する事項
- イ 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供
- ロ 住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置
- ハ 生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置
- 三 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
- 四 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関し市町村長が必要と認める事項
- 3 市町村長は、市町村行動計画を作成する場合において、他の地方公共団体と関係がある事項を定めるときは、当該他の地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。
- 4 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、都道府県知事に報告しなければならない。
- 5 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けた市町村行動計画について、必要があると認めるときは、当該市町村長に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 6 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 7 第六条第五項及び前条第七項の規定は、市町村行動計画の作成について準用する。
- 8 第三項から前項までの規定は、市町村行動計画の変更について準用する。

(災害対策基本法の規定による備蓄との関係)

第十一条 前条の規定による物資及び資材の備蓄と、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第四十九条の規定による物資及び資材の備蓄とは、相互に兼ねることができる。

(知識の普及等)

第十三条 国及び地方公共団体は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する知識を普及するとともに、新型インフルエンザ等対策の重要性について国民の理解と関心を深めるため、国民に対する啓発に努めなければならない。

(都道府県対策本部長の権限)

第二十四条 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該都道府県及び関係市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うことができる。

- 5 内閣総理大臣は、前項の規定により政府行動計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。
- 6 内閣総理大臣は、第四項の閣議の決定があったときは、遅滞なく、政府行動計画を国会に報告するとともに、その旨を公示しなければならない。
- 7 政府は、政府行動計画を定めるため必要があると認めるときは、地方公共団体の長その他の執行機関(以下「地方公共団体の長等」という。)、指定公共機関その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求めることができる。
- 8 第三項から前項までの規定は、政府行動計画の変更について準用する。

(都道府県行動計画)

- 第七条 都道府県知事は、政府行動計画に基づき、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画(以下「都道府県行動計画」という。)を作成するものとする。
- 2 都道府県行動計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項
- 二 都道府県が実施する次に掲げる措置に関する事項
- イ 新型インフルエンザ等の都道府県内における発生の状況、動向及び原因の情報収集並びに調査
- ロ 新型インフルエンザ等に関する情報の市町村、指定地方公共機関、医療機関、事業者及び住民への適切な方法による提供
- ハ 感染を防止するための協力の要請その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置
- 二 医療従事者の確保その他の医療の提供体制の確保に関する措置
- ホ 物資の売渡しの要請その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置
- 三 市町村及び指定地方公共機関がそれぞれ次条第一項に規定する市町村行動計画及び第九条第一項に規定する業務計画を作成する際の基準となるべき事項
- 四 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
- 五 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関し都道府県知事が必要と認める事項
- 3 都道府県知事は、都道府県行動計画を作成する場合において、他の地方公共団体と関係がある事項を定めるときは、当該他の地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。
- 4 都道府県知事は、都道府県行動計画を作成したときは、内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、前項の規定により報告を受けた都道府県行動計画について、必要があると認めるときは、当該都道府県知事に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 6 都道府県知事は、都道府県行動計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告し、並びに当該都道府県の区域内の市町村の長及び関係指定地方公共機関に通知するとともに、公表しなければならない。
- 7 都道府県知事は、都道府県行動計画を作成するため必要があると認めるときは、指定行政機

6 3

- ザ等対策に関する総合調整を行うことができる。
- 2 前項の場合において、関係市町村の長その他の執行機関(第三十三条第二項において「関係市町村長等」という。)(又は関係指定公共機関若しくは指定地方公共機関は、当該関係市町村又は関係指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関して都道府県対策本部長が行う総合調整に関し、当該都道府県対策本部長に対して意見を申し出ることができる。
- 3 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し、指定行政機関又は指定公共機関と緊密な連絡を図る必要があると認めるときは、当該連絡を要する事項を所管する指定地方行政機関の長(当該指定地方行政機関がないときは、当該指定行政機関の長)又は当該指定公共機関に対し、その指名する職員を派遣するよう求めることができる。
- 4 都道府県対策本部長は、特に必要があると認めるときは、政府対策本部長に対し、指定行政機関及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請することができる。この場合において、政府対策本部長は、必要があると認めるときは、所要の総合調整を行わなければならない。
- 5 都道府県対策本部長は、第一項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、政府対策本部長に対し、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な情報の提供を求めることができる。
- 6 都道府県対策本部長は、第一項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、当該総合調整の関係機関に対し、それぞれ当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。
- 7 都道府県対策本部長は、当該都道府県警察及び当該都道府県の教育委員会に対し、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。
- 8 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、これらの所掌事務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な要請をすることができる。
- 9 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、公の団体又は個人に対し、その区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。

(特定接種)

第二十八条 政府対策本部長は、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、次に掲げる措置を講ずるよう指示することができる。

一 医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの(第三項及び第四項において「登録事業者」という。)(のこれらの業務に従事する者(厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。))並びに新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員に対し、臨時に予防接種を行うこと。

6 5

6 4

- 二 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員に対し、臨時に予防接種を行うよう、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村の長に指示すること。
- 2 前項の規定による指示をする場合には、政府対策本部長は、予防接種の期間を指定するものとする。
- 3 厚生労働大臣は、第一項の規定による指示に基づき行う予防接種(以下この条及び第三十一条において「特定接種」という。)及び同項第一号の登録の実施に関し必要があると認めるときは、官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は登録事業者その他の他の必要な協力を求めることができる。この場合において、協力を求められた登録事業者、都道府県知事及び市町村長は、正当な理由がない限り、協力を拒んではならない。
- 4 厚生労働大臣は、特定接種及び第一項第一号の登録の円滑な実施のため必要があると認めるときは、登録事業者、都道府県知事、市町村長及び各省各庁の長(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。)(に対して、労務又は施設の確保その他の必要な協力を求めることができる。この場合において、協力を求められた登録事業者、都道府県知事及び市町村長は、正当な理由がない限り、協力を拒んではならない。
- 5 厚生労働大臣が行う特定接種は、予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第六条第一項の規定による予防接種とみなして、同法(第十二条第二項、第二十六条及び第二十七条を除く。)の規定を適用する。この場合において、同法第七条及び第八条中「市町村長又は都道府県知事」とあり、並びに同法第十五条第一項、第十八条及び第十九条第一項中「市町村長」とあるのは「厚生労働大臣」と、同法第十五条第一項中「当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種等」とあるのは「その行う臨時の予防接種等」と、当該定期の予防接種等」とあるのは「当該予防接種」と、同法第二十五条第一項中「市町村(第六条第一項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村)」とあり、及び同条第二項中「市町村」とあるのは「市町村」とする。
- 6 都道府県知事が行う特定接種は、予防接種法第六条第一項の規定による予防接種とみなして、同法(第二十六条及び第二十七条を除く。)(の規定を適用する。この場合において、同法第十五条第一項、第十八条及び第十九条第一項中「市町村長」とあるのは「都道府県知事」と、同法第十五条第一項中「当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種等」とあるのは「その行う臨時の予防接種」と、「当該定期の予防接種等」とあるのは「当該予防接種」と、同法第二十五条第一項中「市町村(第六条第一項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村)」とあり、及び同条第二項中「市町村」とあるのは「都道府県」とする。
- 7 市町村長が行う特定接種は、予防接種法第六条第一項の規定による予防接種とみなして、同法(第二十六条及び第二十七条を除く。)(の規定を適用する。この場合において、同法第十五条第一項中「当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種等」とあるのは「その行う臨時の予防接種」と、「当該定期の予防接種等」とあるのは「当該予防接種」と、同法第二十五条第一項中「市町村(第六条第一項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村)」とあるのは「市町村」とする。
- (医療等の実施の要請等)
- 第三十一条 都道府県知事は、新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等にかかっているに足りる正当な理由のある者(以下「患者等」という。)(に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師その他の政令で定める医療関係者(以下「医療関係者」という。)(に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を示して、当該患者等

6 6

- 事態措置の実施に関する重要な事項を定めなければならない。
- (市町村対策本部の設置及び所掌事務)
- 第三十四条 新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市町村長は、市町村行動計画で定めるところにより、直ちに、市町村対策本部を設置しなければならない。
- 2 市町村対策本部は、当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。
- (市町村対策本部の組織)
- 第三十五条 市町村対策本部の長は、市町村対策本部長とし、市町村長をもって充てて。
- 2 市町村対策本部に本部員を置き、次に掲げる者をもって充てて。
- 一 副市町村長
- 二 市町村教育委員会の教育長
- 三 当該市町村の区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員(消防本部を置かない市町村にあっては、消防団長)
- 四 前三号に掲げる者のほか、市町村長が当該市町村の職員のうちから任命する者
- 3 市町村対策本部に副本部長を置き、前項の本部員のうちから、市町村長が指名する。
- 4 市町村対策本部長は、必要があると認めるときは、国の職員その他当該市町村の職員以外の者を市町村対策本部の会議に出席させることができる。
- (市町村対策本部長の権限)
- 第三十六条 市町村対策本部長は、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行うことができる。
- 2 市町村対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、都道府県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行うよう要請することができる。この場合において、都道府県対策本部長は、必要があると認めるときは、所要の総合調整を行わなければならない。
- 3 市町村対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、指定行政機関及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する第二十四条第四項の規定による要請を行うよう求めることができる。
- 4 市町村対策本部長は、第一項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関し必要な情報の提供を求めることができる。
- 5 市町村対策本部長は、第一項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、当該総合調整の関係機関に対し、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。
- 6 市町村対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。
- 7 市町村対策本部長は、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関し必要な要請をすることができる。

6 8

- に対する医療を行うよう要請することができる。
- 2 厚生労働大臣及び都道府県知事は、特定接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を示して、当該特定接種の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。
- 3 医療関係者が正当な理由がないのに前二項の規定による要請に応じないときは、厚生労働大臣及び都道府県知事は、患者等に対する医療又は特定接種(以下この条及び第六十二条第二項において「患者等に対する医療等」という。)(を行うため特に必要があると認めるときに限り、当該医療関係者に対し、患者等に対する医療等を行うべきことを指示することができる。この場合においては、前二項の事項を書面で示さなければならない。
- 4 厚生労働大臣及び都道府県知事は、前三項の規定により医療関係者に患者等に対する医療等を行うことを要請し、又は患者等に対する医療等を行うべきことを指示するときは、当該医療関係者の生命及び健康の確保に関し十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じなければならない。
- 5 市町村長は、特定接種を行うため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第二項又は第三項の規定による要請又は指示を行うよう求めることができる。
- (新型インフルエンザ等緊急事態宣言等)
- 第三十二条 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等(国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものに限る。以下この章において同じ。)(が国内で発生し、その全体的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態(以下「新型インフルエンザ等緊急事態」という。)(が発生したと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示(第五項及び第三十四条第一項において「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」という。)(をし、並びにその旨及び当該事項を国会に報告するものとする。
- 一 新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間
- 二 新型インフルエンザ等緊急事態措置(第四十六条の規定による措置を除く。)(を実施すべき区域
- 三 新型インフルエンザ等緊急事態の概要
- 2 前項第一号に掲げる期間は、二年を超えてはならない。
- 3 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等のまん延の状況並びに国民生活及び国民経済の状況を勘案して第一項第一号に掲げる期間を延長し、又は同項第二号に掲げる区域を変更することが必要であると認めるときは、当該期間を延長する旨又は当該区域を変更する旨の公示をし、及びこれを国会に報告するものとする。
- 4 前項の規定により延長する期間は、一年を超えてはならない。
- 5 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態宣言をした後、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、速やかに、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言(新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。)(をし、及び国会に報告するものとする。
- 6 政府対策本部長は、第一項又は第三項の公示をしたときは、基本的対応方針を変更し、第十八条第二項第三号に掲げる事項として当該公示の後に必要とされる新型インフルエンザ等緊急

6 7

- (感染を防止するための協力要請等)
- 第四十五条 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、当該特定都道府県の住民に対し、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生状況等を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間及び区域において、生活の維持に必要な場合を除きまじりに当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の新型インフルエンザ等の感染の防止に必要な協力を要請することができる。
- 2 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間において、学校、社会福祉施設(通所又は短期間の入所により利用されるものに限る。)(、興行場(興行場法(昭和二十三年法律第三十七号)第一条第一項に規定する興行場をいう。)(その他の政令で定める多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者(次項において「施設管理者等」という。)(に対し、当該施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止その他の政令で定める措置を講ずるよう要請することができる。
- 3 施設管理者等が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、当該施設管理者等に対し、当該要請に係る措置を講ずべきことを指示することができる。
- 4 特定都道府県知事は、第二項の規定による要請又は前項の規定による指示をしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。
- (住民に対する予防接種)
- 第四十六条 政府対策本部は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときは、基本的対応方針を変更し、第十八条第二項第三号に掲げる重要事項として、予防接種法第六条第一項の規定による予防接種の対象者及び期間を定めるものとする。
- 2 前項の規定により予防接種法第六条第一項の規定による予防接種の対象者を定めるに当たっては、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に及ぼす影響並びに国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮するものとする。
- 3 前項の規定により基本的対応方針において予防接種法第六条第一項の規定による予防接種の対象者及び期間が定められた場合における同法の規定の適用については、同項中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「行い、又は市町村長に行うよう指示する」とあるのは「行う」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事を通じ市町村長」と、同法第二十五条第一項中「市町村(第六条第一項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村)」とあるのは「市町村」とする。
- 4 前項に規定する場合においては、予防接種法第二十六条及び第二十七条の規定は、適用しない。

6 9

- 5 市町村長は、第三項の規定により読み替えて適用する予防接種法第六条第一項の規定による予防接種の円滑な実施のため必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び都道府県知事に対して、物資の確保その他の必要な協力を求めることができる。この場合において、協力を求められた指定行政機関の長及び都道府県知事は、正当な理由がない限り、協力を拒んではならない。
- 6 第三十一条第二項から第五項までの規定は、第三項の規定により読み替えて適用する予防接種法第六条第一項の規定による予防接種について準用する。この場合において、第三十一条第二項から第四項までの規定中「厚生労働大臣及び都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。
- (医療等の確保)

第四十七条 病院その他の医療機関又は医薬品等製造販売業者(薬事法第十二条第一項の医薬品又は医療機器の製造販売業の許可を受けた者をいう。)、医薬品等製造業者(同法第十三条第一項の医薬品又は医療機器の製造業の許可を受けた者をいう。)、若しくは医薬品等販売業者(同法第二十四条第一項の医薬品の販売業又は同法第三十九条第一項の高度管理医療機器等(同項に規定する高度管理医療機器等をいう。))の販売業の許可を受けた者をいう。第五十四条第二項において同じ。)である指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型コロナウイルス等緊急事態において、それぞれその業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造若しくは販売を確保するため必要な措置を講じなければならない。

(臨時の医療施設等)

第四十八条 特定都道府県知事は、当該特定都道府県の区域内において病院その他の医療機関が不足し、医療の提供に支障が生ずると認める場合には、その都道府県行動計画で定めるところにより、患者等に対する医療の提供を行うための施設(第四項において「医療施設」という。))であって特定都道府県知事が臨時に開設するもの(以下この条及び次条において「臨時の医療施設」という。))において医療を提供しなければならない。

- 2 特定都道府県知事は、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の措置の実施に関する事務の一部を特定市町村長が行うこととすることができる。
- 3 消防法(昭和三十二年法律第百八十六号)第七十七条第一項及び第二項の規定は、臨時の医療施設については、適用しない。この場合において、特定都道府県知事は、同法に準拠して、臨時の医療施設についての消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定め、その他当該臨時の医療施設における災害を防止し、及び公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。
- 4 建築基準法(昭和三十五年法律第二百一十号)第八十五条第一項本文、第三項及び第四項並びに景観法(平成十六年法律第百十号)第七十七條第一項、第三項及び第四項の規定は、特定都道府県知事が行う医療施設の命題の修繕及び臨時の医療施設の建築について準用する。この場合において、建築基準法第八十五条第一項中「非常災害があった」とあるのは「新型コロナウイルス等対策特別措置法第三十二条第一項の規定により新型コロナウイルス等」対策特別措置法第三十二条第一項の規定により新型コロナウイルス等緊急事態宣言がされた」と、「その発生した区域又はこれに隣接する区域で特定行政が指定するものの」とあるのは「同項第二号に掲げる区域」と、「その災害が発生した日」とあるのは「当該新型コロナウイルス等緊急事態宣言がされた日」と、景観法第七十七條第一項中「非常災害があった」とあるのは「新型コロナウイルス等対策特別措置法第三十二条第一項の規定により新型コロナウイルス等」

並びに運送すべき場所及び期日を示して、新型コロナウイルス等緊急事態措置の実施に必要な物資及び資材(第三項において「緊急物資」という。))の運送を要請することができる。

- 2 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定都道府県知事は、新型コロナウイルス等緊急事態措置の実施のため緊急の必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長にあっては医薬品等販売業者である指定公共機関に対し、特定都道府県知事にあっては医薬品等販売業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、配送すべき医薬品又は医療機器並びに配送すべき場所及び期日を示して、新型コロナウイルス等緊急事態措置の実施に必要な医薬品又は医療機器の配送を要請することができる。
- 3 指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに前二項の規定による要請に応じないときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定都道府県知事は、新型コロナウイルス等緊急事態措置の実施のため特に必要があると認めるときに限り、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送又は医薬品若しくは医療機器の配送を行うべきことを指示することができる。この場合においては、前二項の事項を書面で示さなければならない。
- (物資の売却しの要請等)

第五十五条 特定都道府県知事は、新型コロナウイルス等緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、新型コロナウイルス等緊急事態措置の実施に必要な物資(医薬品、食品その他の政令で定める物資に限る。))であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの(以下「特定物資」という。))について、その所有者に対し、当該特定物資の売却しを要請することができる。

- 2 特定物資の所有者が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、特定都道府県知事は、新型コロナウイルス等緊急事態措置を実施するため特に必要があると認めるときに限り、当該特定物資を収用することができる。
- 3 特定都道府県知事は、新型コロナウイルス等緊急事態措置を実施するに当たり、特定物資を確保するため緊急の必要があると認めるときは、当該特定物資の生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者に対し、その取り扱う特定物資の保管を命ずることができる。
- 4 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、特定都道府県知事を行う新型コロナウイルス等緊急事態措置を支援するため緊急の必要があると認めるとき、又は特定都道府県知事から要請があったときは、自ら前三項の規定による措置を行うことができる。
- (生活関連物資等の価格の安定等)

第五十九条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長は、新型コロナウイルス等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、政府行動計画、都道府県行動計画又は市町村行動計画で定めるところにより、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和三十八年法律第四十八号)、国民生活安定緊急措置法(昭和三十八年法律第百二十一号)、物価統制令(昭和三十二年勅令第百十八号)その他法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講じなければならない。

エンザ等緊急事態宣言がされた」と、「その発生した区域又はこれに隣接する区域で市町村長が指定するものの」とあるのは「同項第二号に掲げる区域」と、「その災害が発生した日」とあるのは「当該新型コロナウイルス等緊急事態宣言がされた日」と読み替えるものとする。

- 5 医療法(昭和三十二年法律第二百五号)第四章の規定は、臨時の医療施設については、適用しない。
- 6 特定都道府県の区域内において病院を開設した者又は医療法第七条第一項に規定する臨床研修修了医師及び臨床研修修了歯科医師でない者で特定都道府県の区域内において診療所を開設したものが、新型コロナウイルス等緊急事態における医療の提供を行うことを目的として、病床数その他同条第二項の厚生労働省令で定める事項を変更しようとする場合については、当該医療の提供を行う期間(六月以内の期間に限る。))に限り、同項の規定は、適用しない。
- 7 前項の場合において、同項に規定する者は、当該医療の提供を開始した日から起算して十日以内に、当該病院又は診療所の所在地の特定都道府県知事(診療所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長)に当該変更の内容を届け出なければならない。
- (土地等の使用)

第四十九条 特定都道府県知事は、当該特定都道府県の区域に係る新型コロナウイルス等緊急事態措置の実施に当たり、臨時の医療施設を開設するため、土地、家屋又は物資(以下この条及び第七十二条第一項において「土地等」という。))を使用する必要があると認めるときは、当該土地等の所有者及び占有者の同意を得て、当該土地等を使用することができる。

- 2 前項の場合において土地等の所有者若しくは占有者が正当な理由がないのに同意をしないとき、又は土地等の所有者若しくは占有者の所在が不明であるため同項の同意を求めることができないときは、特定都道府県知事は、臨時の医療施設を開設するため特に必要があると認めるときに限り、同項の規定にかかわらず、同意を得ないで、当該土地等を使用することができる。
- (電気及びガス並びに水の安定的な供給)

第五十二条 電気事業者(電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第二条第一項第十号に規定する電気事業者をいう。))及びガス事業者(ガス事業法(昭和三十九年法律第五十一号)第二条第十一項に規定するガス事業者をいう。))である指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型コロナウイルス等緊急事態において、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスを安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じなければならない。

- 2 水道事業者(水道法(昭和三十二年法律第百七十七号)第三条第五項に規定する水道事業者をいう。))、水道用水供給事業者(同項に規定する水道用水供給事業者をいう。))及び工業用水道事業者(工業用水道事業法(昭和三十二年法律第百七十七号)第三条第五項に規定する工業用水道事業者をいう。))である地方公共団体及び指定地方公共機関は、新型コロナウイルス等緊急事態において、それぞれその都道府県行動計画、市町村行動計画又は業務計画で定めるところにより、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じなければならない。
- (緊急物資の運送等)

第五十四条 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定都道府県知事は、新型コロナウイルス等緊急事態措置の実施のため緊急の必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長にあっては運送事業者である指定公共機関に対し、特定都道府県知事にあっては運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資